

プラスチックOURアクション実施要領

(目的)

第1条 県内の事業者等によるプラスチックごみ削減に資する取組を広く募り、これを発信することで、削減意識の向上及び実践に向けた機運の醸成を図ることを目的とする。

(募集する取組)

第2条 事業者等が行う、次のいずれかに該当する取組を募集する。

- (1) ワンウェイプラスチック製品提供の取り止め
- (2) プラスチック代替素材等を利用した製品の導入
- (3) プラスチック代替素材等を使用した製品の製造・販売
- (4) プラスチック代替素材等の研究・開発
- (5) その他、「プラスチックごみ削減」に対する取組

(募集対象)

第3条 取組の応募を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内で営業する小売事業者
- (2) 県内で営業する飲食事業者
- (3) 県内で営業するホテル・旅館事業者
- (4) 県内に本社・支店を置く、プラスチック代替製品等の製造・販売又は研究・開発を行う事業者
- (5) その他、「プラスチックごみ削減」に向けた取組を行う県内の事業者及び団体

(応募方法)

第4条 取組の応募を行おうとする者は、プラスチックOURアクション応募用紙（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(取組内容の変更)

第5条 応募した取組内容に変更が生じたときは、速やかにプラスチックOURアクション内容変更届（様式第2号）により知事に届け出なければならない。

(県民への周知)

第6条 知事は、ホームページ等により事業者等が行う取組内容を紹介し、県民に対し広く情報発信をするものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年2月7日から施行する。

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

この要領は、令和8年1月1日から施行する。